

決 定 書

異議申出人

茨城県北茨城市磯原町磯原3丁目33番地

松 本 健一郎

上記異議申出人代理人

東京都千代田区神田淡路町2丁目4番ユニオンビル

4階 カクイ法律事務所

弁護士 村 本 道 夫

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年6月5日付けで提起された令和5年5月21日執行の北茨城市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、北茨城市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

1 本件異議申出の趣旨

本件選挙の効力を無効とする決定を求めるものである。

2 本件異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は、次のとおりである。

本件選挙における選挙期日当日の投票率が異例の低率であったと公表されているところ、何者かによって投票率が低率に操作され、申出人への投票が廃棄されたと考える。

- (1) 期日前投票の投票者数（以下「期日前投票者数」という。）は9,324人と過去最高であったが、投票率は過去最低の48.43%であった。期日前投票者数の全体の投票者数に占める割合（以下「期日前投票割合」という。）について、令和元年の全国平均値は33%であるが、本件選挙では55%と異例で不自然に高いことから、選挙期日当日の投票者数（以下「当日投票者数」という。）が不

正に操作された疑いがある。

- (2) 統計学的に言えば、期日前投票者数が上がれば投票率も上がる。期日前投票者数が過去最高になることと、投票率が過去最低になることが同時に両立することは統計学的にほとんどなく、少なくとも自然界ではありえない。このような状況において、本件選挙の期間中、候補者である 豊田 稔氏 の関係者が「投票率は過去最低になる」と申出人に言った。期日前投票者数が順調に増加する中、当該関係者は投票率が過去最低になることを分かっていたことから、人為的な工作があった疑いがある。
- (3) 令和5年6月8日に当委員会から情報公開を受けた文書（以下「公開文書」という。）のうち「到着番号簿」及び「市長選挙・時間別投票状況」に記載された投票者数を照合したが、「到着番号簿」には当日投票者数の中間状況報告（以下「投票状況中間速報」という。）の報告時刻が記載されていないことから、各報告時刻における投票者数を正確に確認できなかった。
- (4) 公開文書のうち「市長選挙・時間別投票状況」について、「18:00最終報告の列」が理由不明のまま削除され、「17:30」の投票者数が「最終報告」の投票者数として書き直されている。
- (5) 公開文書のうち「市長選挙・時間別投票状況」について、「中郷第一、旧磯原、大津第三投票所の投票者数は共通投票所の投票者数が混在している」と当委員会から説明を受けたが、当該文書にそのような記載はなく、3投票所の投票率を考慮すれば、共通投票所の投票者数を含まないと解するのが妥当であることから、共通投票所の投票者数は別の行に記載されており、当該記載が隠ぺいされた疑いがある。
- (6) 公開文書のうち「市長選挙・時間別投票状況」から削除された「18:00最終報告の列」には、284人が該当していたと推定される。当該文書の内容から昼間の1時間当たりの投票者数は1,000人近くであり、これに比較し284人という値は極端に少ないことから、当該文書は信頼することができず、正確な当日投票者数は不明である。また、公開文書のうち「令和5年5月21日執行北茨城市長選挙投票状況調」についても、「市長選挙・時間別投票状況」のデータと連動し作成されていることから、同様に信憑性がない。

決 定 の 理 由

1 本件異議申出の要件

当委員会は、申出人が本件選挙の候補者であり、本件異議申出が形式的要件を備えた適法なもの認め、申出人から追加で提出された主張及び証拠物を含めこれを受理し、

その内容について慎重に審理した。

2 当委員会の判断

選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合である。

同項に規定する「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」するものと判示されている（最高裁判所昭和61年2月18日判決）。

また、同項に規定する「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なる結果の生ずる可能性のある場合」をいうものと判示されている（最高裁判所昭和29年9月24日判決）。

以上のような観点から、申出人が主張する理由が、選挙を無効とすべき場合に該当するか否かについて判断する。

(1) 本件異議申出の理由（1）について

申出人は、期日前投票割合が55%であったことについて、異例で不自然に高く、当日投票者数が不正に操作された結果であると主張する。

確かに、本件選挙における期日前投票者数は9,324人であり、人数、割合ともに過去最高を記録した。しかし、近年の選挙における期日前投票割合は年々増加の傾向にあり、令和4年12月に執行された茨城県議会議員一般選挙では55.62%、同年7月に執行された参議院議員通常選挙（茨城県選挙区）では56.15%であり、本件選挙における55%という値が不自然に高いものとは認められない。

また、本件選挙における当日投票者数は、各投票所において投票管理者が調製した投票録に記載され、投票立会人の署名をもってその真正性が担保されている。

よって、申出人の主張は、具体的な根拠及び証拠がなく、単なる憶測に過ぎないものと判断する。

(2) 本件異議申出の理由（2）について

申出人は、統計学的観点から期日前投票者数と投票率は比例する関係にあり、期日前投票者数が過去最高となる中、投票率が過去最低となることはありえないと主張する。また、本件選挙の期間中、候補者である 豊田 稔氏 の関係者から投票率が過去最低となることを予見するような発言を聞いたことから、人為的

な工作があった疑いがあると主張する。

しかし、茨城県議会議員一般選挙を例にすると、令和4年12月執行時は期日前投票者数7,459人に対し投票率37.63%、平成30年12月執行時は期日前投票者数7,437人に対し投票率45.96%であり、茨城県知事選挙を例にすると、令和3年9月執行時は期日前投票者数7,245人に対し投票率36.82%、平成29年8月執行時は期日前投票者数7,068人に対し投票率46.76%であった。その他、近年の選挙結果からも期日前投票制度の浸透に伴い、年々その利用者が増加する一方、投票率自体は伸び悩む傾向が確認できることから、本件選挙においても、こういった情勢が反映された結果であると考えられる。

また、候補者である 豊田 稔氏 の関係者の発言については、事実関係が不明であるとともに、前記のような近年の情勢を踏まえれば、本件選挙においても投票率が低調になることは容易に想定できることから、当該発言をもって投票率を操作するような人為的工作があったとすることは、根拠に欠け認められない。

よって、申出人の主張は、具体的な根拠及び証拠がなく、単なる憶測に過ぎないものと判断する。

(3) 本件異議申出の理由(3)について

申出人は、「到着番号簿」について、投票状況中間速報の報告時刻が記載されていないことを指摘し、「市長選挙・時間別投票状況」に記載された各報告時刻の投票者数との合致を確認できないと主張する。

しかし、「到着番号簿」とは、各投票所において投票した選挙人について、受付順序、名簿番号、氏名及び性別を記録したもので、当日投票者数の男女別の確定値を算出するための資料である。また、「市長選挙・時間別投票状況」とは、ホームページ等による情報提供を目的に、午前9時30分、午前10時30分、午後1時30分、午後3時30分、午後5時30分の計5回、各投票所からの報告を基に投票者数の推移を一覧表にした資料である。

各投票所の速報担当者は、報告時刻になると「到着番号簿」のほか投票用紙の交付数などの情報から、当該報告時刻現在での投票者数を把握し報告する。そのため、「到着番号簿」の余白には、報告時刻や区切り線など当該速報担当者の任意の記載がされることはあるが、当委員会から当該速報担当者に対して、報告時刻の記載を求める特段の理由はなく、当初からその記載を想定していない。

よって、申出人の主張は、当初から存在しない記載に対して、単にその不存在を訴えるものであり、選挙を無効とすべき場合には該当しない。

(4) 本件異議申出の理由(4)について

申出人は、公開文書のうち「市長選挙・時間別投票状況」について、「18 :

00最終報告の列」が削除され、「17：30」の投票者数が「最終報告」の投票者数として見えるよう書き直し、改ざんされたものと主張する。

しかし、「市長選挙・時間別投票状況」は、各投票所からの投票状況中間速報を記載したものであり、当該文書中の「最終報告」とは当該中間速報の最終回である「17：30」現在を意味する。そのため、当該文書には当初から「18：00最終報告」というような記載欄は存在せず、一部内容を削除し、書き直しを行ったという事実は認められない。

また、「市長選挙・時間別投票状況」は、あくまで当日投票者数の途中経過を示すものであり、最終的な投票者数である「18：00」の確定速報については、公開文書のうち「投票状況調」に記載されており、当該確定速報値は投票録その他の関係書類と一致していることが確認されている。

よって、申出人の主張は、具体的な根拠及び証拠がなく、単なる憶測に過ぎないものと判断する。

(5) 本件異議申出の理由(5)について

申出人は、公開文書のうち「市長選挙・時間別投票状況」について、共通投票所を兼ねる中郷第一、旧磯原及び大津第三の3投票所の投票者数は、共通投票所の投票者数を含んでいないと指摘し、共通投票所における投票者数は当該文書中の別な箇所に記載され、隠ぺいされていると主張する。

当市では令和元年7月執行の参議院議員通常選挙以後、市内3投票所において共通投票所を導入している。共通投票所では、選挙人の住所に関係なく投票が可能であり、本件選挙においては3投票所で計733人が利用している。これら共通投票所の投票者数は、投票録においては通常の投票区投票所と区分し記載することになっているが、投票状況中間速報においては、その内訳を報告する必要がないため、「市長選挙・時間別投票状況」には共通投票所の投票者数を含めた投票者数が記載されている。

また、仮に「市長選挙・時間別投票状況」において、当該3投票所の投票者数には共通投票所分を含まないとすれば、15：30現在の各投票所の投票者数は、投票録に記載された投票者数の確定値より少ないはずである。しかし、当該文書における15：30現在の投票者数は、中郷第一829人、旧磯原288人、大津第三589人であることに対し、当該3投票所で調製された投票録に記載された投票者数の確定値は、中郷第一670人、旧磯原249人、大津第三565人となっており、当該文書の記載には共通投票所の投票者数が含まれないとする申出人の主張は明らかに矛盾している。

加えて、本件選挙における当日投票者数は、各投票所において投票管理者が調製した投票録に記載され、投票立会人の署名をもってその真正性が担保されてい

る。

よって、申出人の主張は、具体的な根拠及び証拠がなく、単なる憶測に過ぎないものと判断する。

(6) 本件異議申出の理由(6)について

申出人は、公開文書のうち「市長選挙・時間別投票状況」について、削除されたとする最終報告には284人が記載されていたと指摘し、昼間の1時間当たりの投票者数が約1,000人であることに比べて、284人という値が極端に少ないことから、当該文書には虚偽及び隠ぺいが存在するとともに、当該文書のデータと連動し作成した「令和5年5月21日執行 北茨城市長選挙投票状況調」についても同様に信憑性がないと主張する。

しかし、当該文書に記載された各報告時刻における投票者数の増加割合は、午前は申出人の主張のとおり1時間当たり1,000人弱で推移しているが、午後になると1時間当たり約580人にまで減少している。前記(4)のとおり「最終報告」の欄には「17:30」現在の投票者数が記載されており、「18:00」までの30分間の投票者数が284人ということは、これらの推移から妥当な値であると認められる。

また、「令和5年5月21日執行 北茨城市長選挙投票状況調」は、投票録に記載された各投票所における投票者数の確定値を基に作成しており、申出人の主張にあるようなデータの連動は存在しない。

加えて、本件選挙における当日投票者数は、各投票所において投票管理者が調製した投票録に記載され、投票立会人の署名をもってその真正性が担保されている。

よって、申出人の主張は、具体的な根拠及び証拠がなく、単なる憶測に過ぎないものと判断する。

(7) 「申出人への投票が廃棄された」ことについて

申出人は、「投票日当日の投票率が低く操作され、それに見合う申出人への投票が廃棄された」と主張しているが、「投票が廃棄された」ことについては、何らその根拠及び証拠を示していない。

仮にこのような事実が存在するとすれば、投票録に記載された投票者総数と選挙録に記載された投票総数の間に大きな差が生じることになるが、実際の結果は、投票者総数17,055人に対し、投票総数17,053票、持帰り2票であったことが確認されている。

また、本件選挙における開票結果は、選挙長が調製した選挙録に記載され、選挙立会人の署名をもってその真正性が担保されている。

よって、申出人の主張は、具体的な根拠及び証拠がなく、単なる憶測に過ぎないものと判断する。

いものと判断する。

以上のとおり、本件選挙を無効とする申出人の主張にはいずれも理由がなく、公職選挙法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和5年7月5日

北茨城市選挙管理委員会

委員長 黒澤啓子

教 示

この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で茨城県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。